第五十五号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 晃 麗 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

田 技能検定の実施に関する知識

- 山 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二千円
- ② 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円
- ③ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二十五百円

- 3 教習指導員として必要な教育についての知識
  - ① 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百円
- ② 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円
- ③ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百円

七十八の二 道路交通法第百八条の二第一項第十四号の規定に基づく講習

講習一時間について千九百円

## 温 强

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の四十八の項の改正規定 公布の日
- 規定の施行の日二 別表第一の七十八の項の次に次のように加える改正規定 道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)附則第一条第三号に掲げる

## 提案理由

る。これが、この条例案を提出する理由である。うとともに、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部が改正されたことに伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に対する講習会に係る手数料を定める必要があ道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習等に係る手数料について所要の改正を行